

輝き！ほうふプラン推進会議設置要綱

令和3年6月25日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市自治基本条例第13条に基づく総合計画（以下「総合計画」という。）とまち・ひと・しごと創生法第10条に基づくまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定、推進及び検証するため、輝き！ほうふプラン推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 第5次及び第6次防府市総合計画の策定、推進及び検証
- (2) 第2期及び第3期防府市総合戦略の策定、推進及び検証
- (3) 行政経営改革の推進に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員21人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者の内から市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 団体等の代表者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、第5次防府市総合計画の終期である令和7年度末とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議の会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、定足数を定めず、またやむを得ない理由により出席できない場合も代理人の出席を求めないものとする。
- 3 会長は、必要と認める場合において、委員以外の者の推進会議への出席を

求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、総合政策部政策推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月5日から施行する。